

産業構造審議会 知的財産分科会 財政点検小委員会

【資料】特許特別会計の財政運営状況等

第6回 令和5年6月26日

目次

目次

1. 第6回委員会で取り扱う内容
2. 令和4年度の決算の見通し及び剰余金
3. 予実管理（財政シミュレーション及び財政管理ダッシュボード）
4. 令和6年度概算要求の方向性
5. 中小減免制度の見直し
6. 情報公開（特許特別会計レポート）

1. 第6回委員会で取り扱う内容

第6回委員会で取り扱う内容

- 第6回委員会では、令和4年度決算見込み（歳出・歳入・剰余金）、令和5年度予算について御報告するとともに、足下の出願実績等を踏まえた足下の財政状況及び令和6年度概算要求等の今後の見通しについて御議論いただく。
- また、令和5年法改正を踏まえた中小減免制度の見直しの詳細についても御議論いただく。

		春（4～6月）	秋（10～11月）
報告事項	歳出	・前年度（F Y）の事業実施状況	・前年度（F Y）の決算
	歳入	・前年度（F Y）の出願実績等に基づく歳入見通し	・前年度（F Y）の決算 ・決算に基づく歳入見通し
	剰余金	・剰余金の状況（見込み）	・前年度（F Y）決算での剰余金の状況
	予実管理	・実施状況を点検（ダッシュボード）	同左
	予算	・予算の報告 ・次年度（F Y）概算要求について	・次年度（F Y）概算要求の報告
御議論いただきたい事項	・報告を踏まえた議論 ・（必要に応じて）料金改定の方針等	・歳入と剰余金の状況を点検 ・更なる歳出削減の要否 ・料金改定の方針等	

2. 令和4年度の決算の見通し及び剰余金

- 2. 1. 令和4年度決算の見通し及び剰余金の状況
- 2. 2. 出願等の推移

令和4年度決算の見通し及び剰余金

- 令和4年度の歳入決算見込額は約1,449億円、歳出決算見込額は約1,426億円。
- システム開発費等を約41億円を翌年度へ繰り越したこと、審査審判関係経費、システム関係経費については入札効果や執行段階での要件精査を行ったこと等により歳出が抑えられ、剰余金は想定より増加。

<歳入>

R3 : 1,306億円 (予算) ⇒ 1,479億円 (決算)
R4 : 1,489億円 (予算) ⇒ 1,449億円 (決算見込)
R5 : 1,535億円 (予算)

<歳出>

R3 : 1,582億円 (予算) ⇒ 1,438億円 (決算 : 執行率90.9%)
R4 : 1,568億円 (予算) ⇒ 1,426億円 (決算見込 : 執行率91.0%)
R5 : 1,495億円 (予算)

※各年度予算・決算額には前年度からの繰越額を含み、繰越額を除いた場合のR4執行率は93.4%

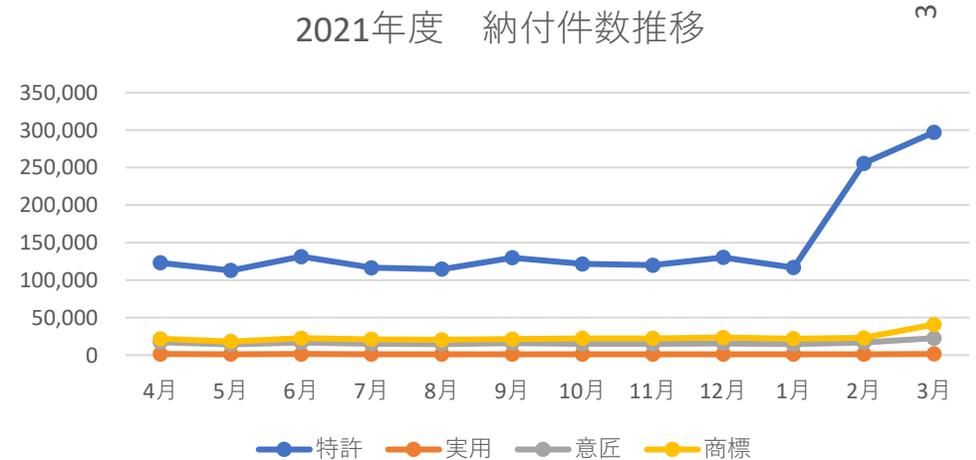
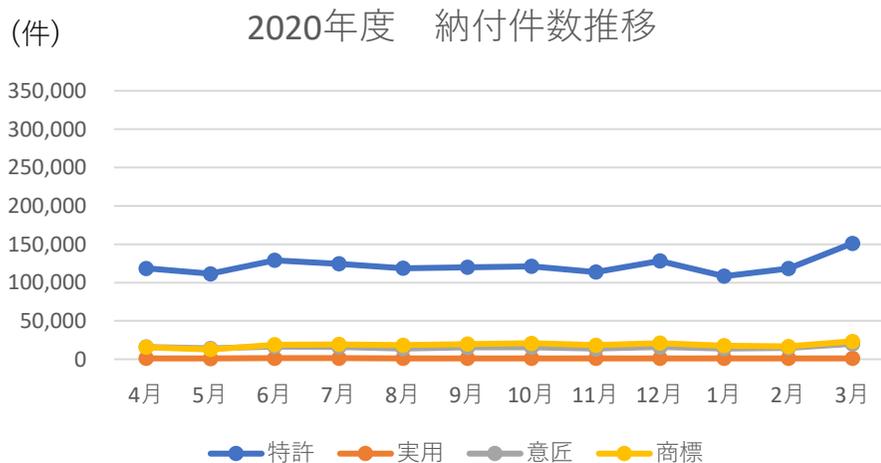
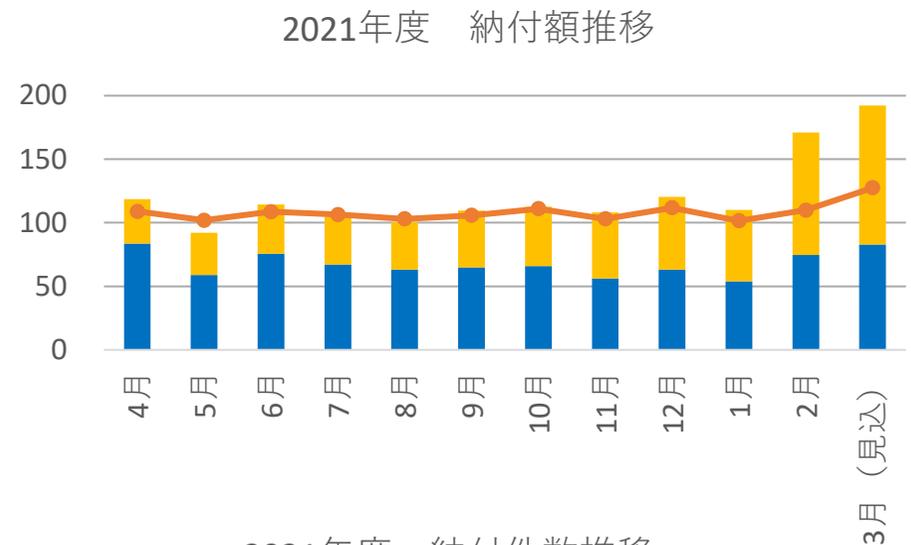
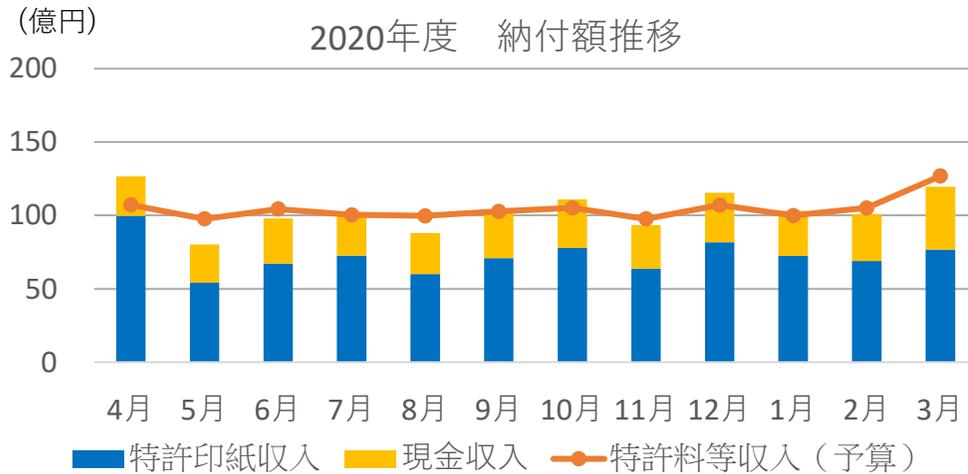
<剰余金>

R2 : 532億円 (予算) ⇒ 685億円 (決算)
R3 : 409億円 (予算) ⇒ 725億円 (決算)
R4 : 646億円 (予算) ⇒ 748億円 (決算見込)

※各年度予算の剰余金は予算書における記載額 (執行率100%を前提に機械的に算出した金額)

(参考) 令和3年度末の収入増 (駆け込み納付)

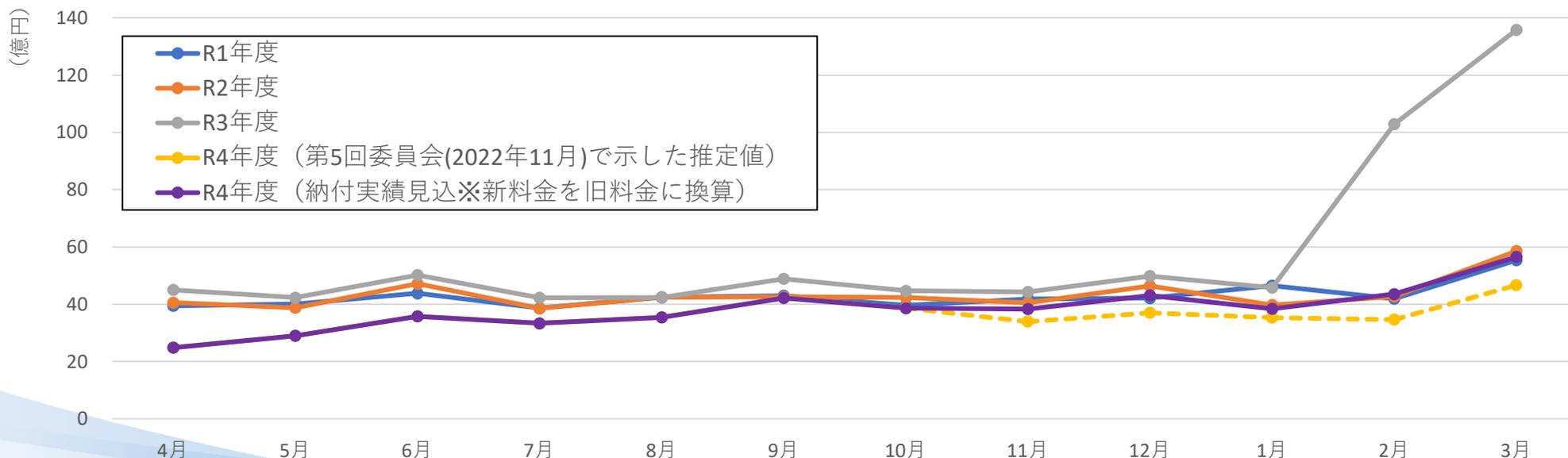
- 2021年度2、3月における特許料等の収入額は、2020年度比で約150億円上回っており、値上げ前の駆け込みでの納付が行われたと考えられる。



(参考) 反動減の発現状況

- 令和4年度における特許料（第4年目以降）の納付金額実績から、改定後料金下で、令和4年度に**120億円程度の反動減の発現**が見込まれ、最大180億の7割程度が発現。
※各年の特許現存件数や特許料金等から推計される令和4年度の特許料金収入の見込み値と、特許料（第4年目以降）の納付実績（旧料金に換算）を比較すると、年間約120億円の減収見込。
- 足下の実績より、反動減の影響は小さくなったとみられるものの、引き続き、今後発生する可能性がある**最大60億円の反動減に備え**、リスクバッファ分の剰余金を確保しつつ、**令和5年度以降の動向を注視する**。

特許料（第4年目以降）の納付金額実績（旧料金換算）



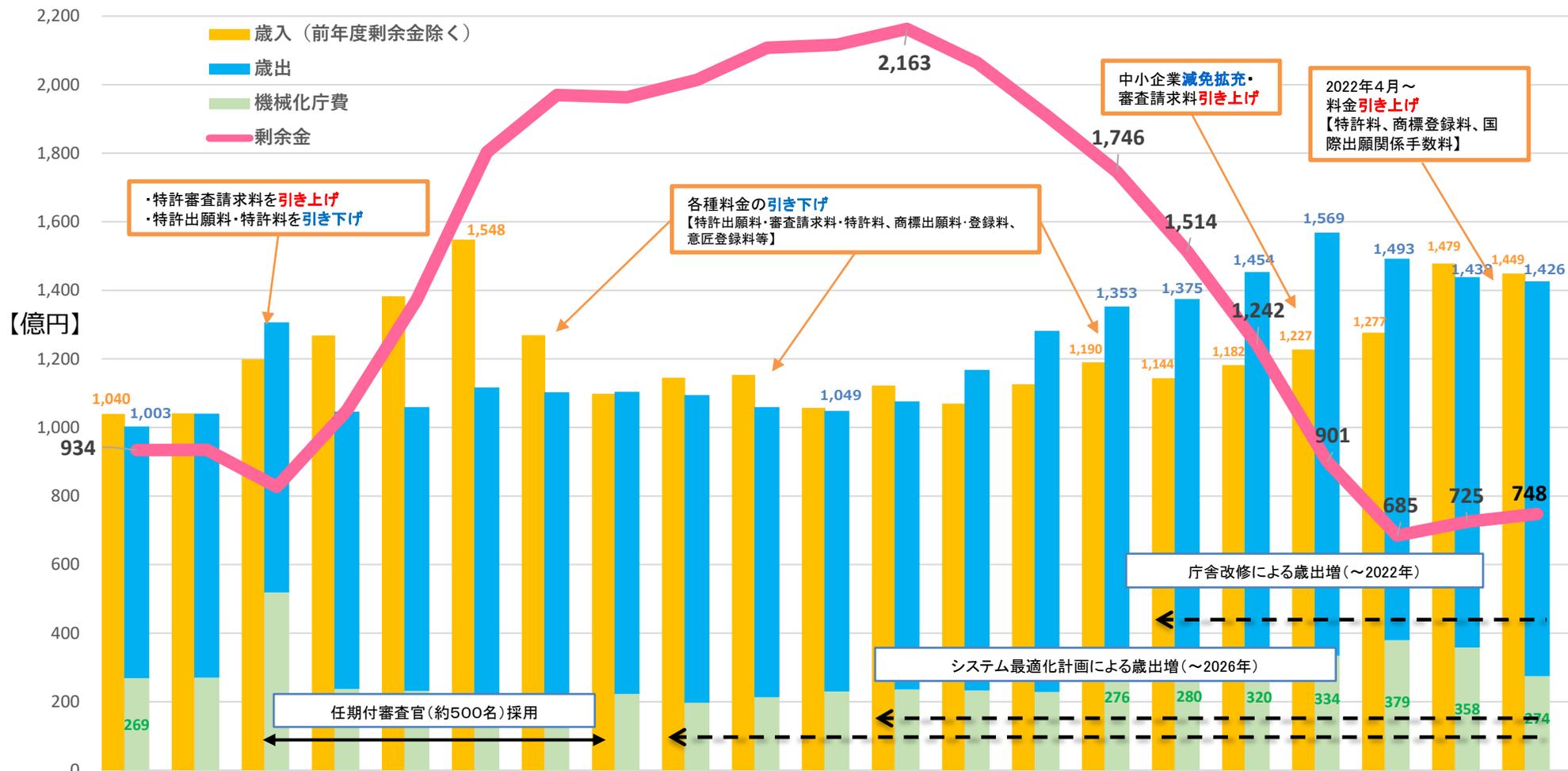
（参考）特許料等の料金改定の影響について

- 特許料等の料金改定の影響については、これまでに企業からは、**影響がないとした企業の意見が多い一方、円安も相まって商標・PCT出願に影響を与える可能性があることなど、影響を受けるとした意見も一部みられている。**引き続き、ユーザーの声を丁寧に伺う予定。

料金改定の影響に関する企業の声（2022年4月～2023年3月）

	影響なし	影響あり（駆け込み含む）
特許料	<ul style="list-style-type: none"> 特許料の改定による出願審査請求動向への影響は特にない。 効率化等の企業努力で値上げ分を相殺しているため、特許料の改定の影響はないと考えて問題はない。 今般の特許料見直しにより、現時点で大きな影響が出るとは考えていないが、今後状況をみながら必要に応じて対応していく。 研究開発活動の成果に応じて必要な出願を行う。事業分野の拡大を計画しているため、それに伴い出願件数は増加する見込み。コロナや特許料改定の影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 特許料改定直前の2022年3月に、駆け込みで特許関係の料金を支払ったりしたが、それ以外の特許料改定による出願・審査請求動向への影響はない。 特許料改定に合わせて知財費を容易に増やすことはできないため、出願、審査請求ならびに保有等の件数を調整する必要が生じている。 費用対効果の観点から、特許出願・審査継続・権利維持を判断している。昨今は、特許料改定で維持年金費用が高額化しているため、よりシビアに費用対効果を検討する必要がある。
商標登録料	<ul style="list-style-type: none"> 商標出願は、現状と大きく変更する予定はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 商標登録料の値上げ、円安による海外に係る費用の増大が、知的財産分野の予算に与えた影響が大きく、出願する商標を厳選せざるを得ない。
PCT出願	<ul style="list-style-type: none"> PCT出願について、料金改定を理由に件数を減らすことは現時点では考えていない。 PCT出願について、料金値上げの影響で件数を制限する考えはない。 必要な発明は適時に出願する方針であり、料金体系の改定を理由に国内の出願件数を減少させることは考えていない。外国も同様の方針であり、重要な技術内容については、対象製品の展開を考え、外国出願を進めることを考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> PCTの料金値上げに加えて、円安のタイミングも重なり、現地代理人費用にも影響が出ている。PCT出願件数を減らしてパリルートで出願国数を絞る方向にシフトしており、次年度以降も同様にする予定。

歳出歳入、剰余金の推移



年度	H14fy	H15fy	H16fy	H17fy	H18fy	H19fy	H20fy	H21fy	H22fy	H23fy	H24fy	H25fy	H26fy	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy	R2fy	R3fy	R4fy
	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
歳入	1,040	1,041	1,199	1,268	1,383	1,548	1,269	1,098	1,145	1,154	1,057	1,122	1,070	1,126	1,190	1,144	1,182	1,227	1,277	1,479	1,449
歳出	1,003	1,040	1,306	1,046	1,044	1,074	1,095	1,094	1,093	1,060	1,049	1,076	1,168	1,282	1,353	1,375	1,454	1,569	1,493	1,438	1,426
PB	37	1	-108	222	324	431	166	-6	50	94	9	46	-98	-156	-163	-231	-272	-342	-216	40	23
期末剰余金	934	935	827	1,049	1,372	1,803	1,970	1,963	2,014	2,108	2,116	2,163	2,065	1,909	1,746	1,514	1,242	901	685	725	748

※令和4年度の数値は決算の見込み値

2. 令和4年度決算の見通し及び剰余金

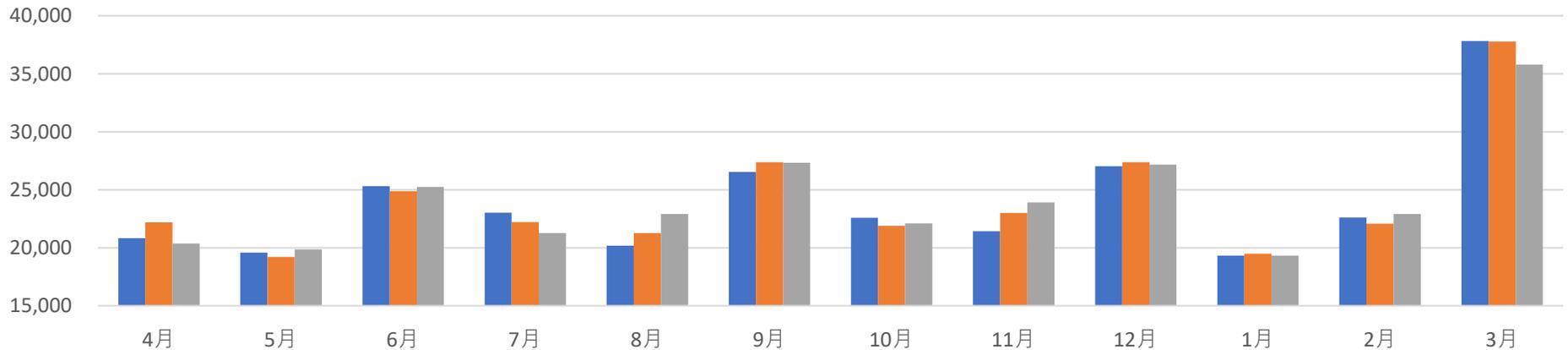
- 2. 1. 令和4年度決算の見通し及び剰余金の状況
- 2. 2. 出願等の推移

特許出願件数動向

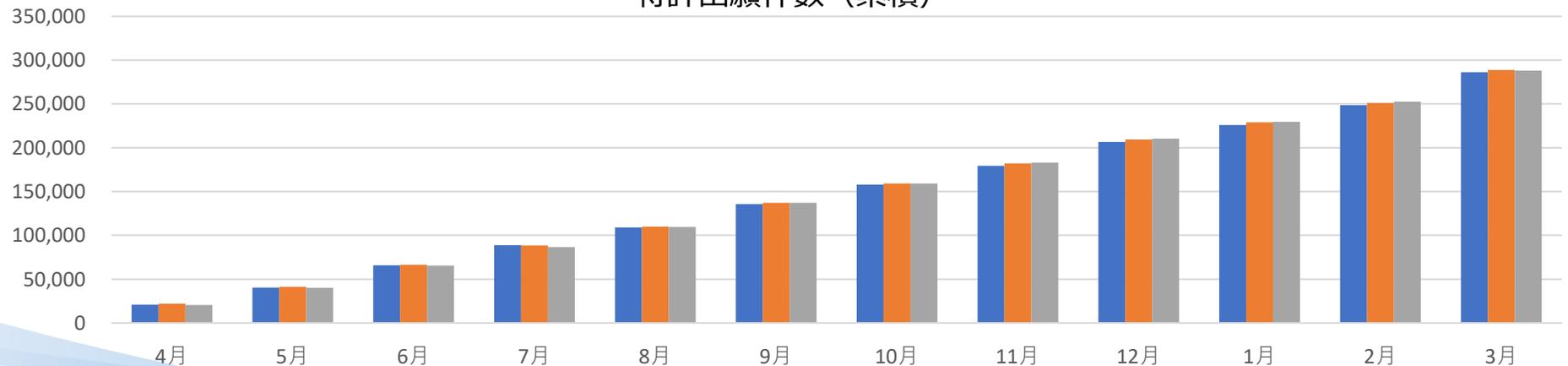
- 特許出願件数は、2022年度は前年度比で微減（-0.2%）であり、過去数年の傾向と大きな差はない。

※各件数は速報値

特許出願件数（月別）



特許出願件数（累積）



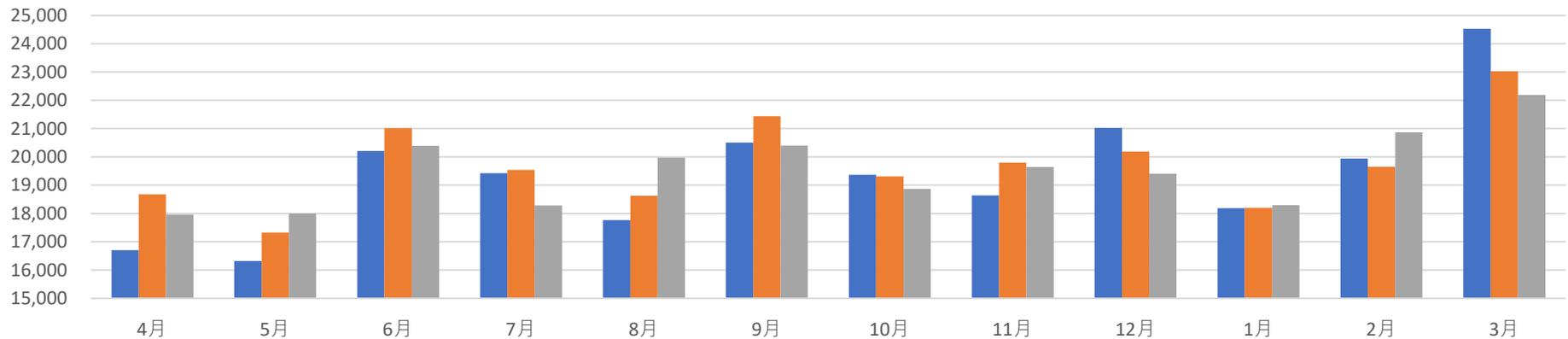
■ 2020年度 ■ 2021年度 ■ 2022年度

特許審査請求件数動向

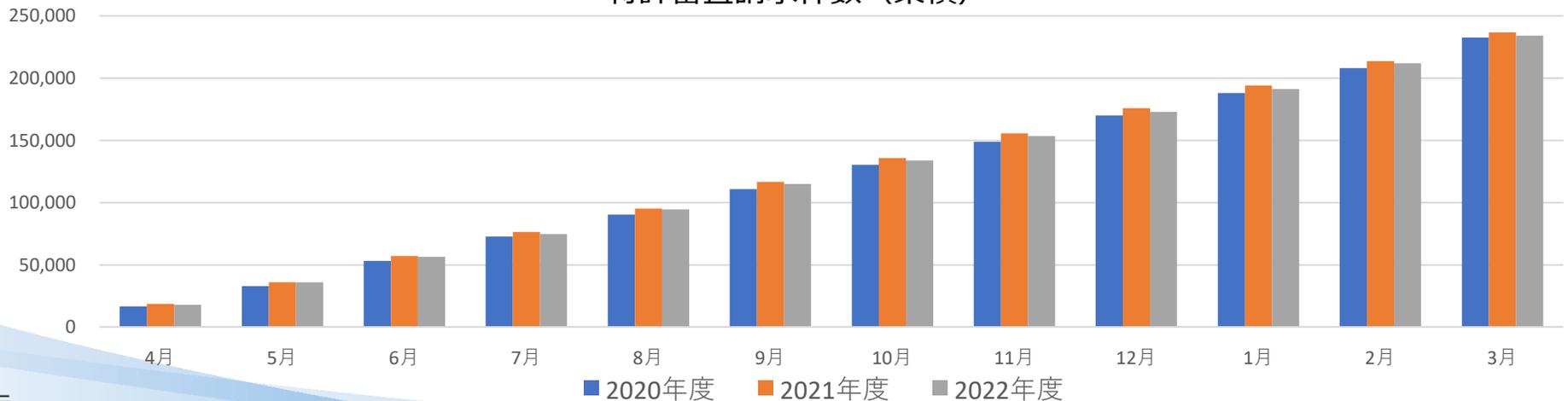
- 特許審査請求件数は、2022年度は前年度比で微減（-1.1%）であり、過去数年の傾向と大きな差はない。

※各件数は速報値

特許審査請求件数（月別）



特許審査請求件数（累積）



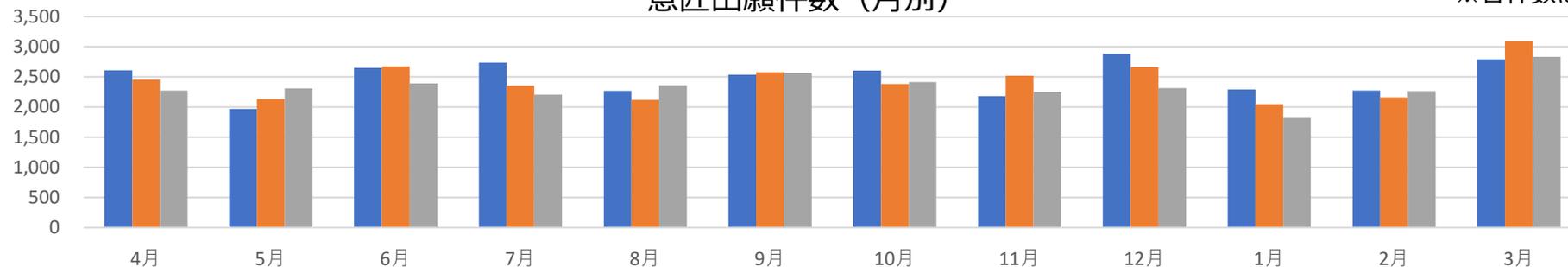
■ 2020年度 ■ 2021年度 ■ 2022年度

意匠出願件数動向

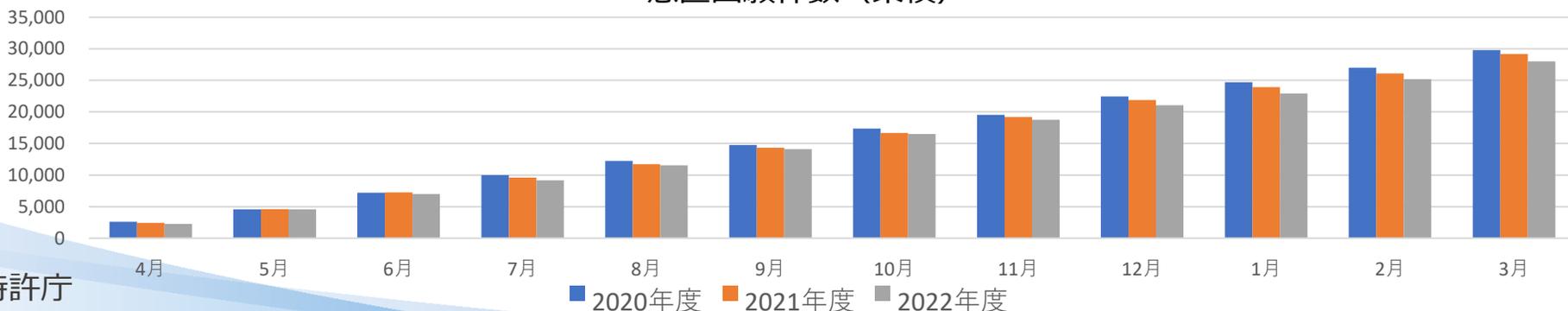
- 意匠出願件数（国際意匠登録出願は除く）は、2022年度は前年度比で減少（-4.0%）しており、過去数年の傾向（微減）に比べてやや減少した。
- 足下の出願減は、コロナ禍で開発が活発化した衛生用品分野やテレワークの普及により需要が増加した家具分野等の出願が落ち着いたためであると思われる。また、企業の海外進出に伴い意匠出願の出願先が国内から海外へシフトしていること等により日本企業からの出願件数が減少傾向にあること、海外からの出願が国際意匠登録出願にシフトしている傾向があることから、今後は微減で推移すると考えられる。
- なお、国際意匠登録出願を含めると、意匠出願全体の件数は、中長期的には横ばいで推移すると考えられる。

意匠出願件数（月別）

※各件数は速報値



意匠出願件数（累積）

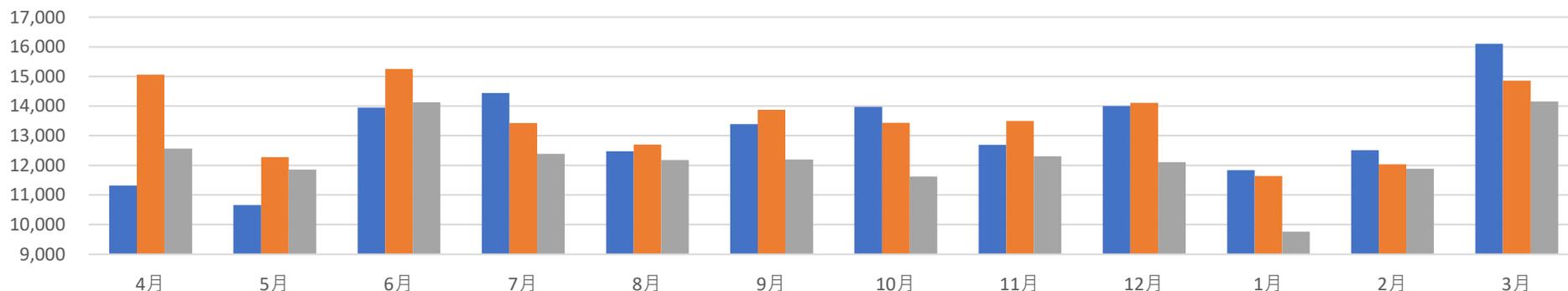


商標出願件数動向

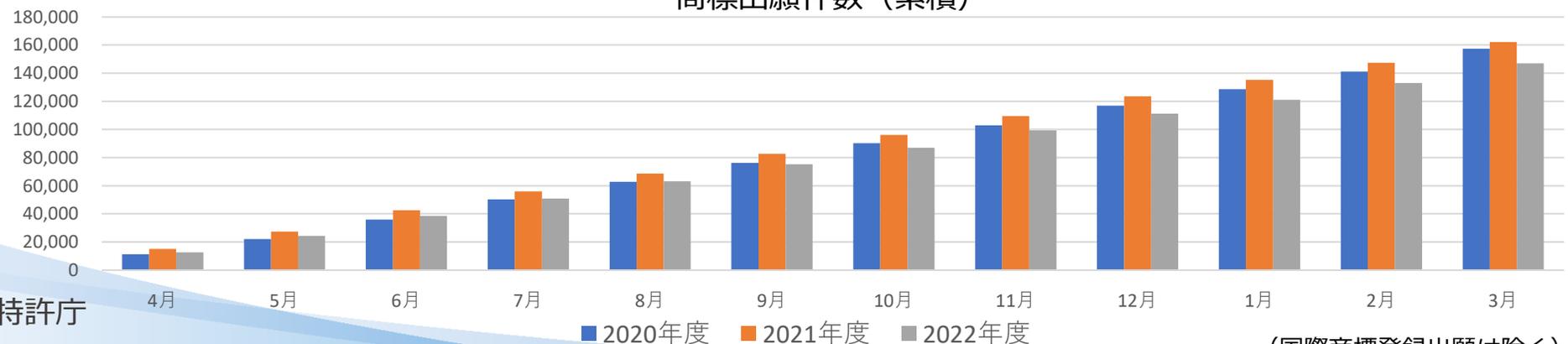
- 商標出願件数（国際商標登録出願は除く）は、2022年度は前年度比で減少（-9.3%）、過去数年の傾向（増加）と異なる結果となった。
- これは、①特にコロナ禍で一時的に増えていた薬剤等の区分の出願が減少していること、②足下のエネルギー価格・原材料費の高騰等の影響を受ける中小企業の出願が減少していること、③主要国、特に中国からの直接出願が減少していることが影響していると思われる。

商標出願件数（月別）

※料金未納により却下される一部出願を除いた概算値を元に作成
※各件数は速報値



商標出願件数（累積）



今後の商標出願動向について

以下に掲げる出願増につながる要素と、出願減につながる要素を総合的に勘案すると、現時点においては、足下の商標出願件数の減少は短期的なものと考えられ、中・長期的には、引き続き高い水準、少なくとも2022年度と同程度（横ばい）で推移していくものと考えられる。

（１）出願増加につながる要素

- ① **中・長期的な動向**：ブランド保護の必要性の高まり、ブランドが有する資産的価値の重要性を背景に、**2014年度以降、商標出願件数は高い水準で推移。**
- ② **新たなビジネスの拡大及びサービスの誕生**：足下の**仮想空間関係の出願拡大、スタートアップの増加に伴う権利取得ニーズの増加。**
- ③ **企業の声**：2022年度の商標出願件数が前年度比で減少している大企業と中小企業にヒアリングを実施したところ、**半数以上の企業が、新たなビジネス展開や新商品・サービスの誕生に伴い、商標出願件数は今後増加する見込みと回答。**
- ④ **主要国の見解**：主要国、特に**米国や欧州は、2022年の商標出願件数の減少の要因として、コロナ禍の新たなビジネスモデルの拡大により増加した商標出願が、平時の水準に戻りつつあることを挙げており、平時の水準に戻った後は、出願が増加すると分析。**

（２）出願減少につながる要素

- ① **コロナ禍の影響**：コロナ禍を契機とした新たなビジネスモデルの拡大により、**一時的に増加した分野（薬剤等）における出願は、平時の水準で落ち着くと考えられるものの（コロナ禍前である2019年度と比べると、2022年度の出願件数は2%増加。）、今後の社会情勢にも左右される**ため、注視が必要。
- ② **中小企業の経営環境**：**コロナ禍からの社会経済活動の正常化がプラスの影響を与える可能性もあるものの、物価高騰等、中小企業は依然として厳しい状況**といえるため、注視が必要。
- ③ **主要国の出願動向**：**主要国の商標出願件数の減少が、我が国への出願件数減少に影響しているもの**と考える。**今後の出願動向については、各国の社会情勢にも左右される**ため、注視が必要。

(参考) 商標出願の動向に関する企業ヒアリング

商標の出願動向に関する企業の声 (2022年10月～2023年3月)

(1) 前年度比で商標出願件数が減少している要因

- **2021年はコロナ禍の影響もあり**殺菌等の特徴を有する商品が増加した関連で**出願件数が多かった分、2022年は出願件数が減少**しているようにみえているものと思われる。
- **コロナ禍をきっかけに**マスクなどのB to Cの商品の製造・販売や小売業務を行うことになった関係上、**2020年と2021年にかけて多くの商標出願を行ったが、現在はそれが落ち着いてきている。**
- **コロナ禍によるリモートワークの定着により、**ストック等の**商品企画数の減少が大きく、その影響で商標出願も減少。**
- **コロナ禍の影響で業績が厳しい状況が続き、商品の企画数の絞り込みが行われた影響で、商標出願件数についても減少**しているものと思われる。
- **経営方針の変更、また、費用面の負担もあり、出願商標の厳選**を行っている関係で、出願件数の減少につながっているものと思われる。

(2) 今後の出願動向について

- ① 増加
 - **今後、フェムテックに関連する商品の出願が増えてくるものと思われる。**
 - **今後、仮想空間に関する商標出願が増加するのではないかと**考えている。
 - 社内ベンチャーが立ち上がるなど新事業展開の予定もあることから、**今後の出願件数については増加の可能性もある。**
 - 商品の売り上げが好調であるため、**今後も商品企画数の増加に応じて出願件数についても増加するものと思われる。**
- ② 横ばい
 - 商標出願は例年と同程度で推移しており、**現状と大きく変更する予定はない。**

PCT出願件数動向

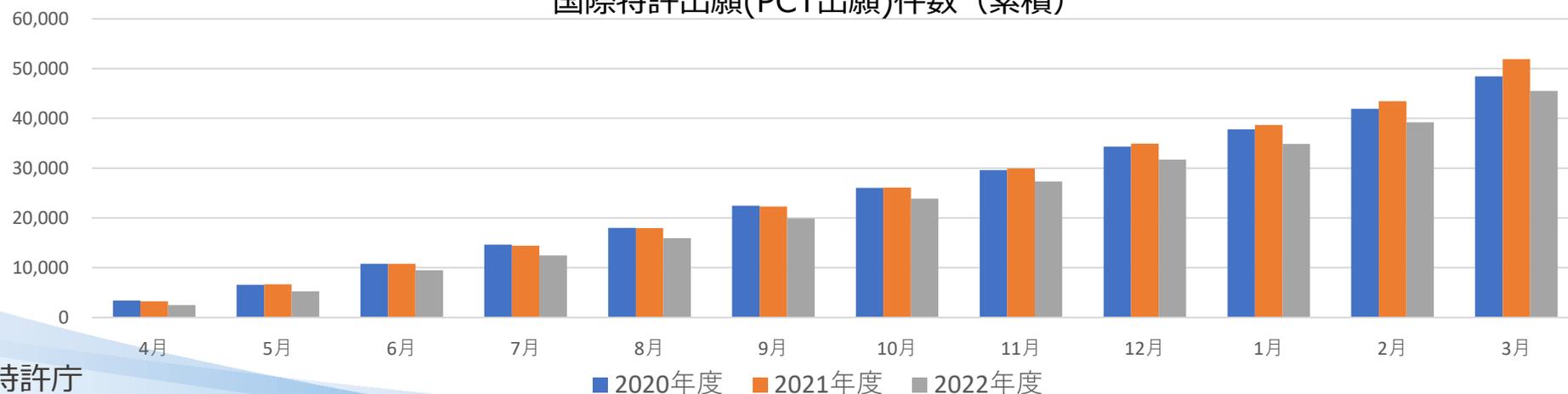
- 国際特許出願(PCT出願)件数は、2022年度は前年度比で減少 (-12.4%) 。
- 一方、暦年2022年1-12月期は、前年同期比でほぼ横ばい (-0.7%) である。また、2022年3月の実績が前年同期比で約2,000件増加、2022年4-10月の実績が前年同期比で約2,000件減少していることから、足下のPCTの出願の減少は、料金改定の影響による、一時的な出願減と考えられる。

国際特許出願(PCT出願)件数 (月別)

※各件数は速報値



国際特許出願(PCT出願)件数 (累積)



今後のPCT出願動向について

今後のPCTの出願動向について、料金改定や為替の影響により今後も出願を減らす見込みであるとした企業はわずかであること、今後PCT出願を含めたグローバル出願を増加させる見込みの企業も一定数あることから、前年度比での出願減は一時的なものであり、今後は回復に向けて一定の増加が見込めると考えられるが、引き続き注視が必要。

PCTの出願動向に関する企業の声（2022年10月～2023年3月）

①－1 料金改定・為替の影響なし

- 料金値上げの影響で**件数を制限する考えはない**。
- 必要な発明は適時に出願する方針であり、料金体系の改定を理由に国内の出願件数を減少させることは考えていない。外国も同様の方針であり、**重要な技術内容については、対象製品の展開を考え、外国出願を進める**ことを考えている。
- PCTについて、**料金改定を理由に件数を減らすことは現時点では考えていない**。
- 今後の**PCT出願件数はここ数年と大きく変わらない**と考えているが、**手数料の値上がりで、コスト面的に厳しい**ところがある。

①－2 料金改定・為替の影響あり

- PCTの**料金値上げに加えて、円安のタイミングも重なり、現地代理人費用にも影響が出ている**。PCT出願件数を減らしてパリルートで**出願国数を絞る方向にシフト**しており、次年度以降も同様にする予定。

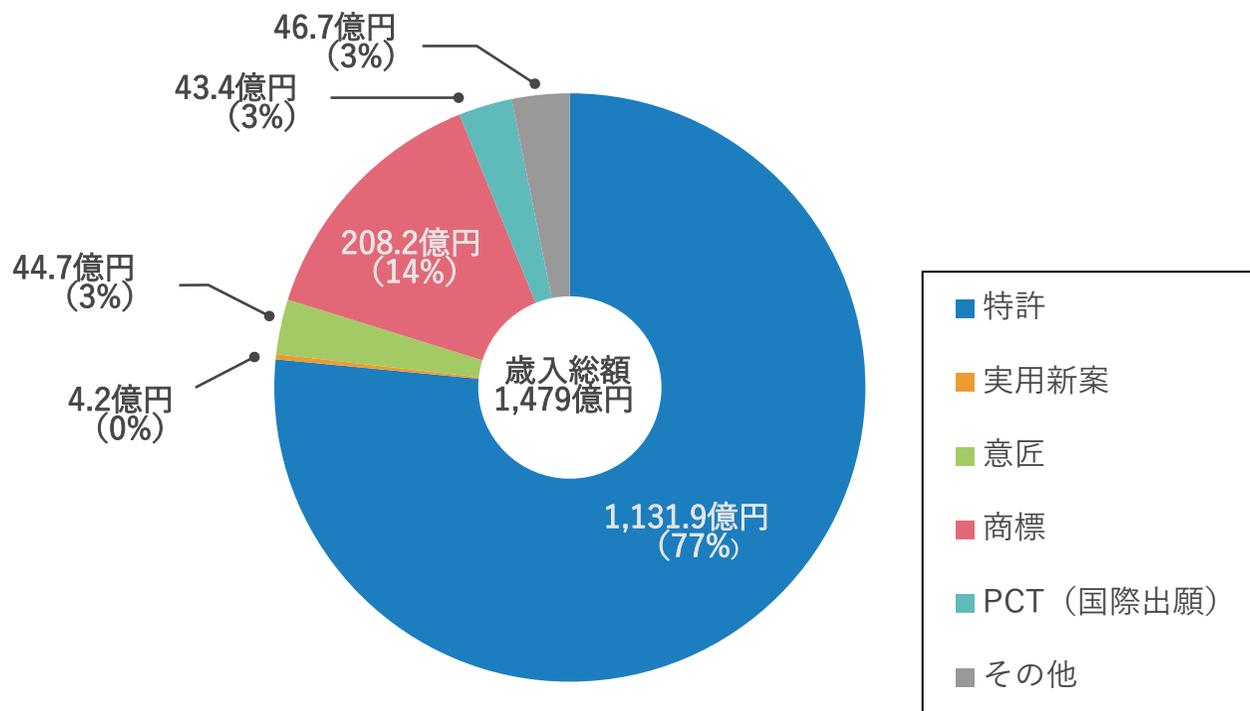
② 増加予定

- 今後、**外国出願件数、PCT出願件数を増やしていく**方針である。
- 今後新規事業が立ち上がり、**グローバルに市場規模が拡大すれば、それに応じてPCTの出願件数も増加する**と思われる。

(参考) 歳入の部門別収支について

- 特許庁の歳入を特許・実用新案・意匠・商標・PCT（国際出願）の部門別に見ると、令和3年度決算ベースでは、特許が1,132億円と最も大きく（歳入全体の77%）、次に商標が、208億円と多く（14%）、この**特許・商標で約90%程度**。
- 意匠、PCTはそれぞれ歳入全体の3%程度。

歳入の部門別内訳（令和3年度決算ベース）



3. 予実管理 (財政シミュレーション及び財政管理ダッシュボード)

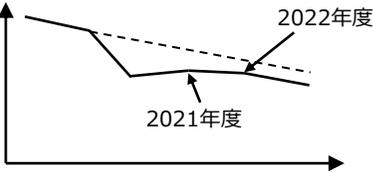
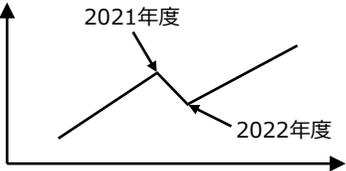
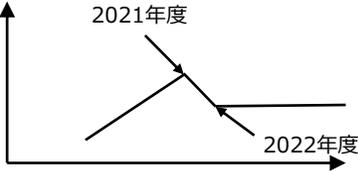
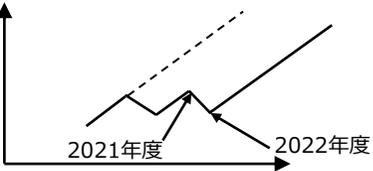
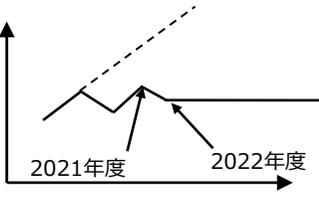
(参考) これまでの議論

- ① 剰余金はリスクバッファとして最低400億円 (= 3か月分の経費 (米・豪と同様))、
- ② 投資資金は2030年代半ばまでに1400億円、それぞれ必要なことを確認していただいたところ
- “必要な増収額”として算出した150億円を値上げで確保すると仮定し、6通りのシナリオ (出願件数 (高・中・低) ×物価上昇率 (A:成長実現ケース・B:現状並み)) でシミュレーションを行い、検討いただいた。

財政点検小委の結論：

「低位シナリオでも年間150億円増収となる値上げにより、400億円程度の剰余金が当面確保できるようにした上で、必要な投資資金が確保できるか推移を見ることが妥当」

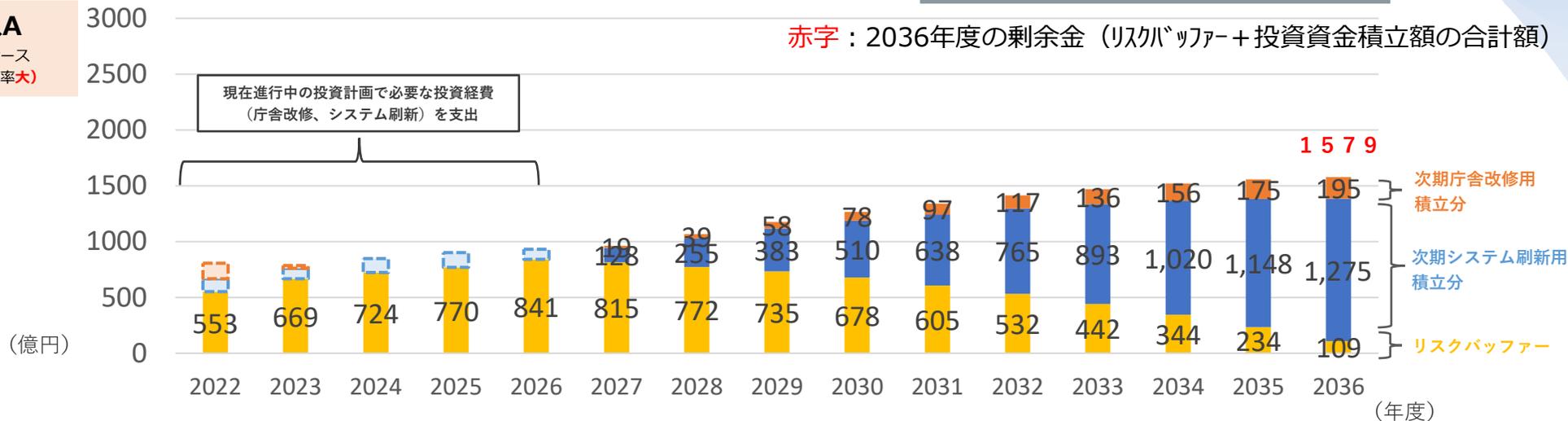
(参考) シミュレーションの各シナリオ

		高位シナリオ 商標、PCTの増加傾向が維持	中位シナリオ 商標の増加が頭打ち PCTの増加傾向が維持	低位シナリオ 商標、PCTの増加が頭打ち	
特許	出願	<p>2022年度は前年度比+0.1%と推定(2022年度4-10月における前年同月実績値に対する増加率)</p> <p>2023年度以降は、コロナ前トレンドで前年比▲1.3%で減少</p> 			
商標	出願	<p>2022年度は、前年度比▲9.5%で減少。(2022年度4月-10月における前年同月実績値に対する増加率)</p> <p>2023年度以降は、前年度比3.2%で増加。</p> 	<p>2022年度は、前年度比▲9.5%で減少。(2022年度4月-10月における前年同月実績値に対する増加率)</p> <p>2023年度以降は、2022年度の商標の出願件数を横置き。</p> 		
PCT	出願	<p>2022年度は、前年度比▲7.5%で減少。(2022年度4月-10月における前年同月実績値に対する増加率。)</p> <p>2023年度以降は、前年度比4.9%で増加</p> 			<p>2022年度は、前年度比▲7.5%で減少。(2022年度4月-10月における前年同月実績値に対する増加率。)</p> <p>2023年度以降は、2022年度のPCTの出願件数を横置き</p> 

(参考) 剰余金の見通し (出願低位シナリオ)

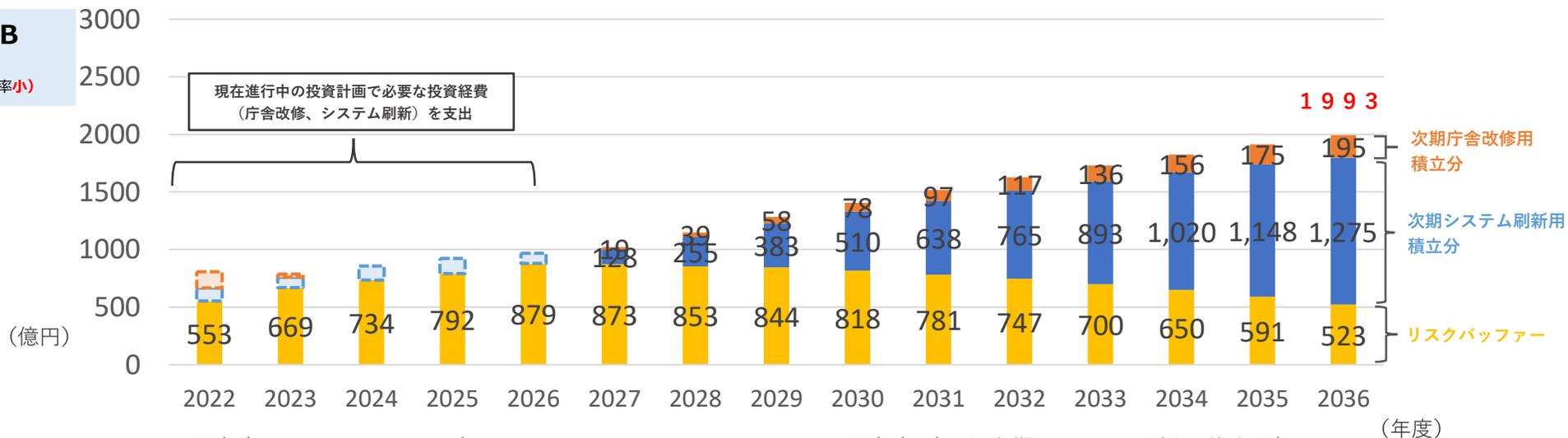
ケースA

成長実現ケース
(物価上昇率大)



ケースB

現状並み
(物価上昇率小)



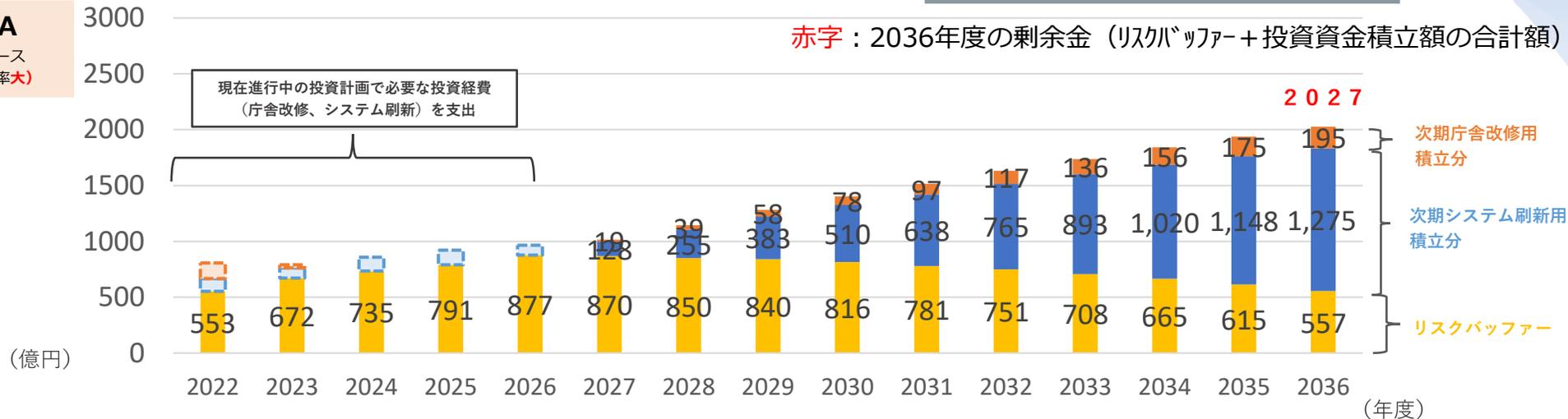
■ 剰余金(リスクバッファ)
■ 剰余金(うち次期庁舎改修用積立分)
□ 現行庁舎改修による支出額(参考)

■ 剰余金(うち次期システム刷新用積立分)
□ 現行システム刷新による支出額(参考)

(参考) 剰余金の見通し (出願中位シナリオ)

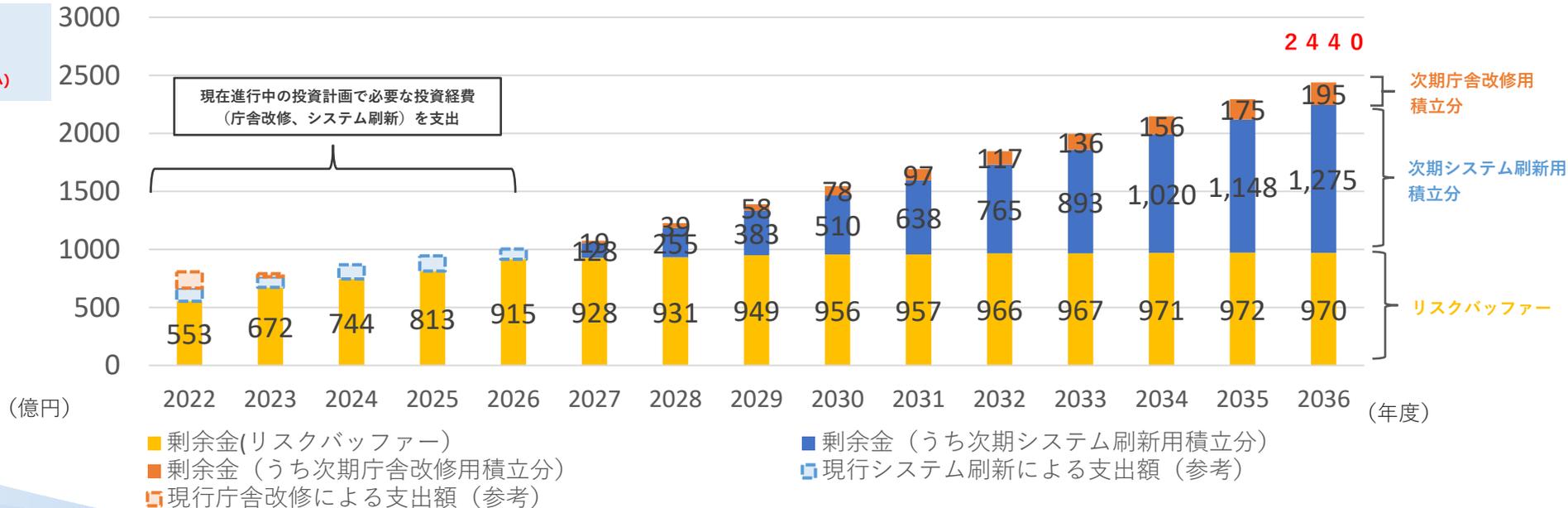
ケースA

成長実現ケース
(物価上昇率大)



ケースB

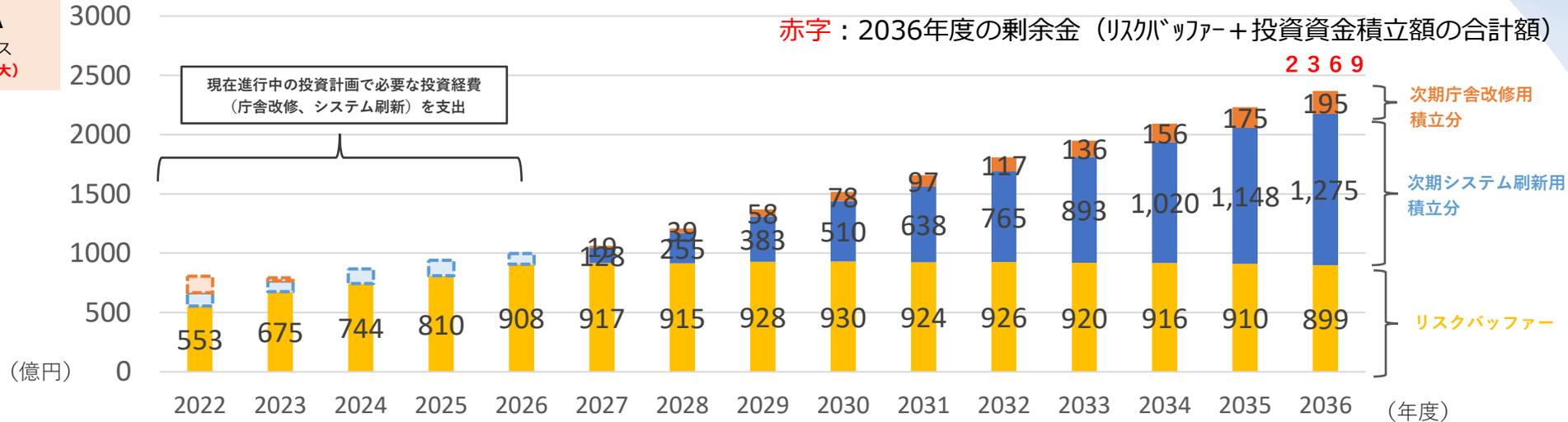
現状並み
(物価上昇率小)



(参考) 剰余金の見通し (出願高位シナリオ)

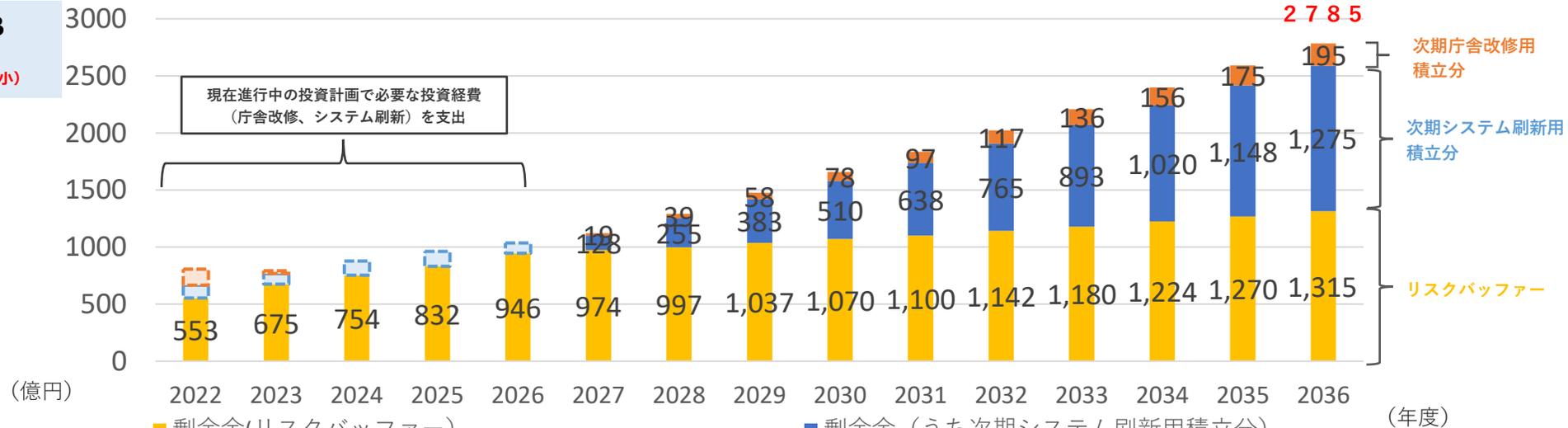
ケースA

成長実現ケース
(物価上昇率大)



ケースB

現状並み
(物価上昇率小)



- 剰余金(リスクバッファ)
- 剰余金 (うち次期システム刷新用積立分)
- 剰余金 (うち次期庁舎改修用積立分)
- 現行システム刷新による支出額 (参考)
- 現行庁舎改修による支出額 (参考)

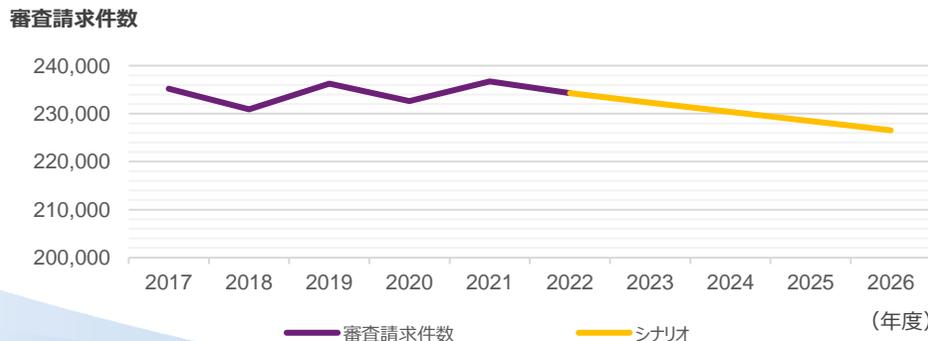
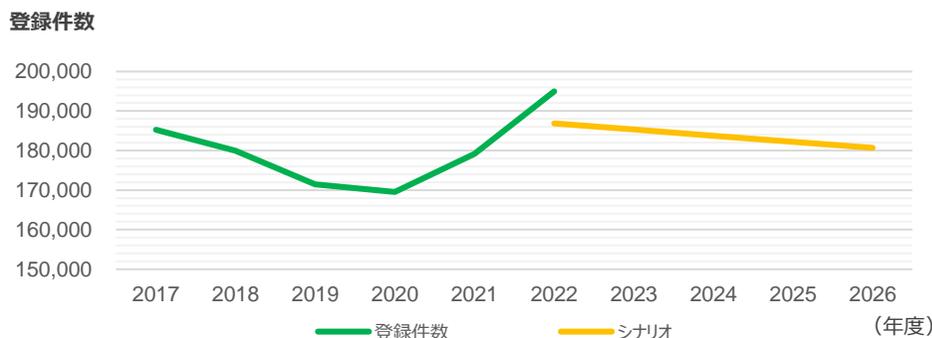
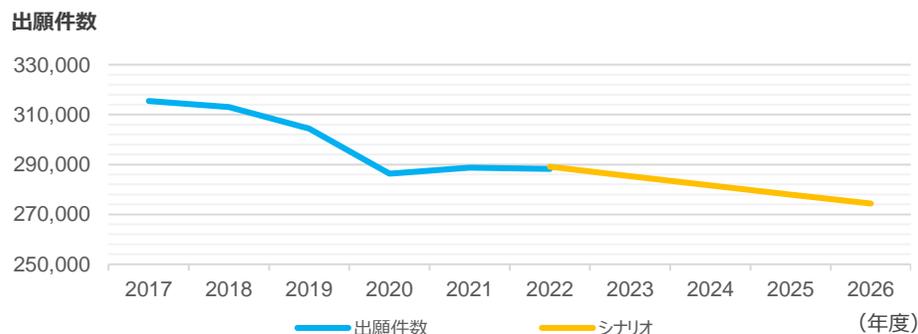
財政管理ダッシュボード（特許・件数）

- 2022年度における特許の出願件数は2021年度比-0.2%の28.8万件。
- 審査請求件数は2021年度比-1.1%の23.4万件、登録件数は2021年度比+8.8%の19.5万件。

トレンド分析（特許・件数）

2022年度 出願件数 28.8万件 前年度比 -0.2%	2022年度 審査請求件数 23.4万件 前年度比 -1.1%	2022年度 登録件数 19.5万件 前年度比 +8.8%	【参考】2021年度 歳入 1132億
---	---	---	----------------------------------

件数トレンド（特許）



過去の件数との比較（特許）

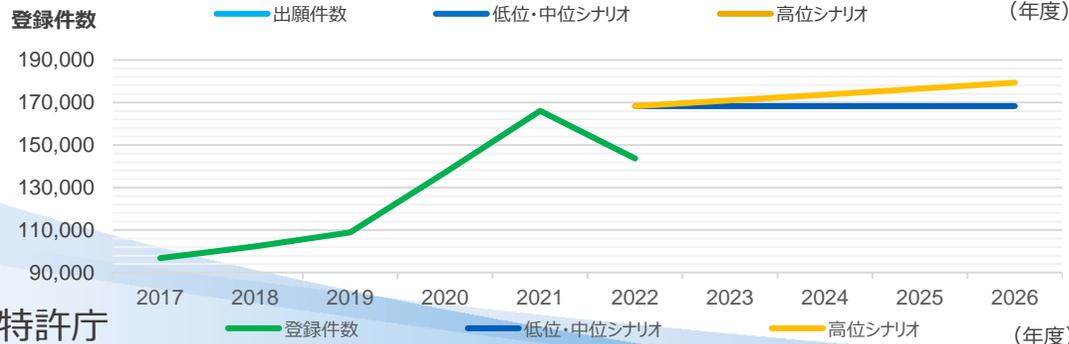
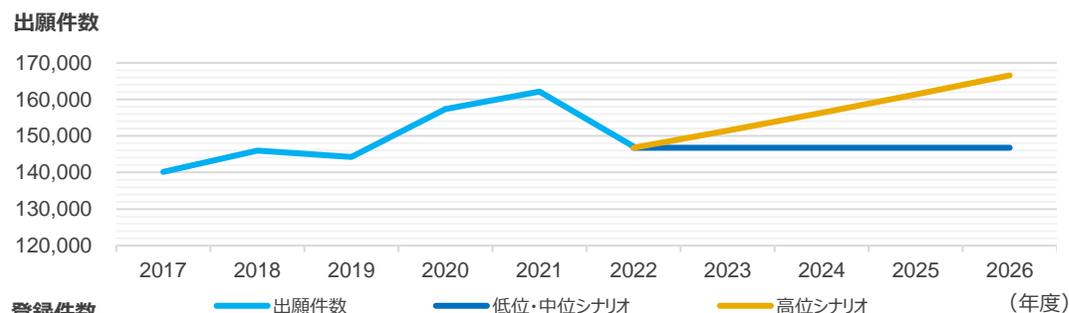
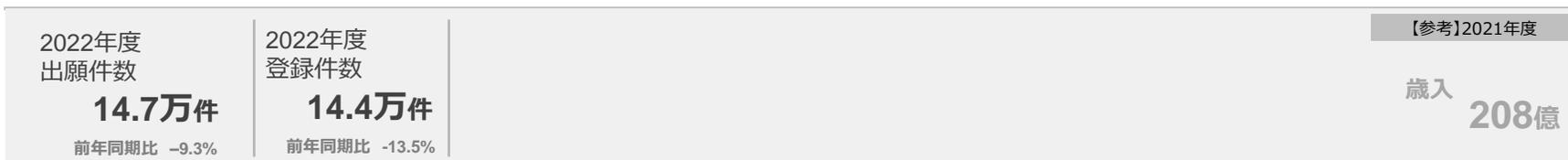
#	種別	2022年度 (①)	2021年度 (②)	2022-21 (①-②)÷②	2020年度 (③)	2020-21 (②-③)÷③
1	出願件数	28.8万件	28.9万件	-0.2%	28.6万件	+0.9%
2	審査請求件数	23.4万件	23.7万件	-1.1%	23.2万件	+1.9%
3	登録件数	19.5万件	17.9万件	+8.8%	17.0万件	+5.7%

※出願件数と審査請求件数は、速報値に基づく。登録件数は、登録査定件数と納付率に基づく。

財政管理ダッシュボード（商標・件数）

- 2022年度における商標の出願件数（料金未納により出願却下となった一部の出願及び、国際商標登録出願は除く）は前年度比-9.3%の14.7万件。登録件数は、前年度比-13.5%の14.4万件。
- 登録件数について、特に、2022年度下半期の登録件数が減少し、想定より減少した理由は、①2022年度における商標出願件数の減少に連動して審査処理件数が減少したこと、②登録料値上げ直前の2021年度に審査処理を大幅に迅速化させていたところ、2022年度から審査処理スピードが落ち着きつつあること等が影響していると思われる。
- 今後、2023年度上半期の登録状況を注視のうえ、必要に応じてシミュレーションの更新を検討する。

トレンド分析（商標・件数）



過去の件数との比較（商標）

#	種別	2022年度 (①)	2021年度 (②)	2022-21 (①-②)÷ ②	2020年度 (③)	2021-20 (②-③)÷ ③
1	出願件数	14.7万件	16.2万件	-9.3%	15.7万件	+3.1%
2	登録件数	14.4万件	16.6万件	-13.5%	13.7万件	+21.2%

※出願件数は、国際商標登録出願及び料金未納により却下される一部出願を除き、速報値に基づく。
登録件数は、国際商標登録、防護更新を除き、登録査定件数と納付率に基づく。

財政管理ダッシュボード（PCT・件数）

- 2022年度におけるPCTの出願件数は、2021年度比-12.4%の4.5万件。

トレンド分析（PCT・件数）

2022年度
出願件数

4.5万件

前年同期比-12.4%

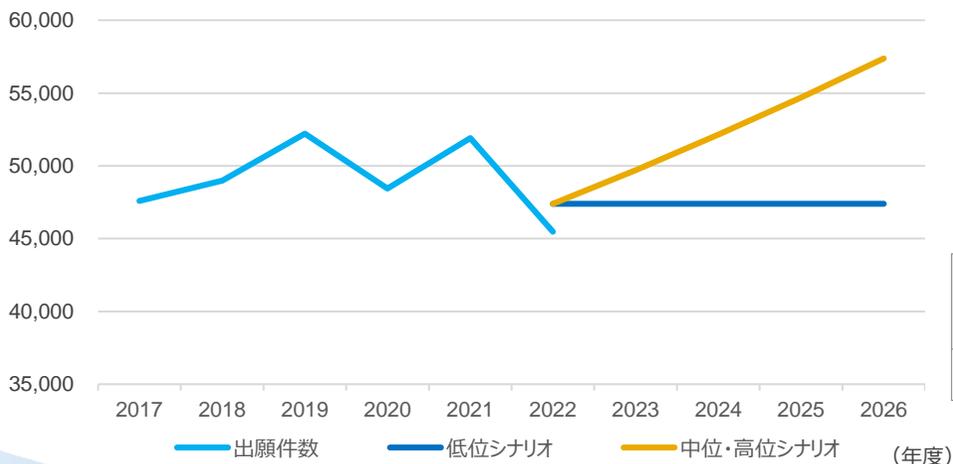
【参考】2021年度

歳入

43億

件数トレンド（PCT）

出願件数



過去の件数との比較（PCT）

#	種別	2022年度 (①)	2021年度 (②)	2022-21 増減 (①-②)÷②	2020年度 (③)	2021-20 増減 (②-③)÷③
1	出願件数	4.5万件	5.2万件	-12.4%	4.8万件	+7.2%

※件数は、速報値に基づく。

財政管理ダッシュボード（剰余金管理）

- 2022年度の剰余金（見込み）は、748億円となることが見込まれる。

トレンド分析（実績トレンド）

2022年度剰余金実績

748億

前年度比+3.2%

2022年度収支差実績

+23億

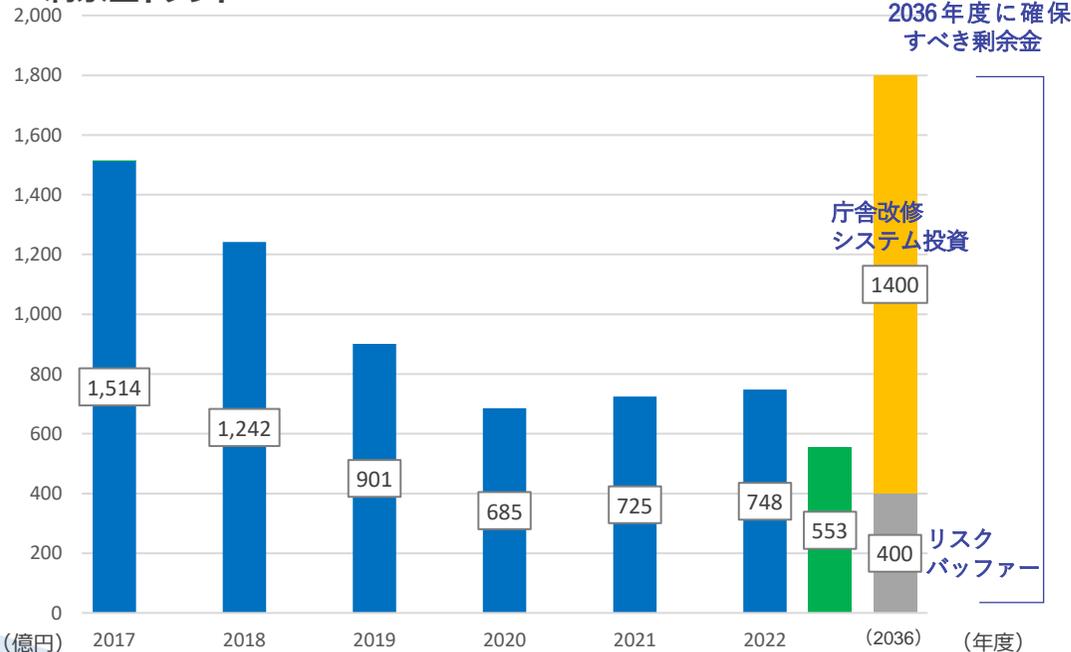
前年度比-17億

2022年度歳入実績

1,449億

前年度比-2.0%

剰余金トレンド



収支差トレンド

収支差実績 (億円)



財務増減トレンド

#	種別	2021年度歳入実績	2021年度歳入予算との乖離	2021年度収支差実績	2020年度収支差実績	2019年度収支差実績
1	特許	1132億円	+17%	134億円	-118億円	-170億円
2	商標	208億円	+40%	60億円	27億円	16億円
3	意匠	45億円	+10%	-17億円	-28億円	-35億円
4	PCT	43億円	+5%	-87億円	-93億円	-107億円

■ 剰余金実績

■ 高位シナリオ(2022年11月第5回小委員会)

※ 2022年度は、見込値

出典：管理会計手法を用いた特許特別会計の分析及び産業財産関係料金体系の変遷に関する調査研究
中間報告会（実際原価計算）より作成（有限責任あずさ監査法人）

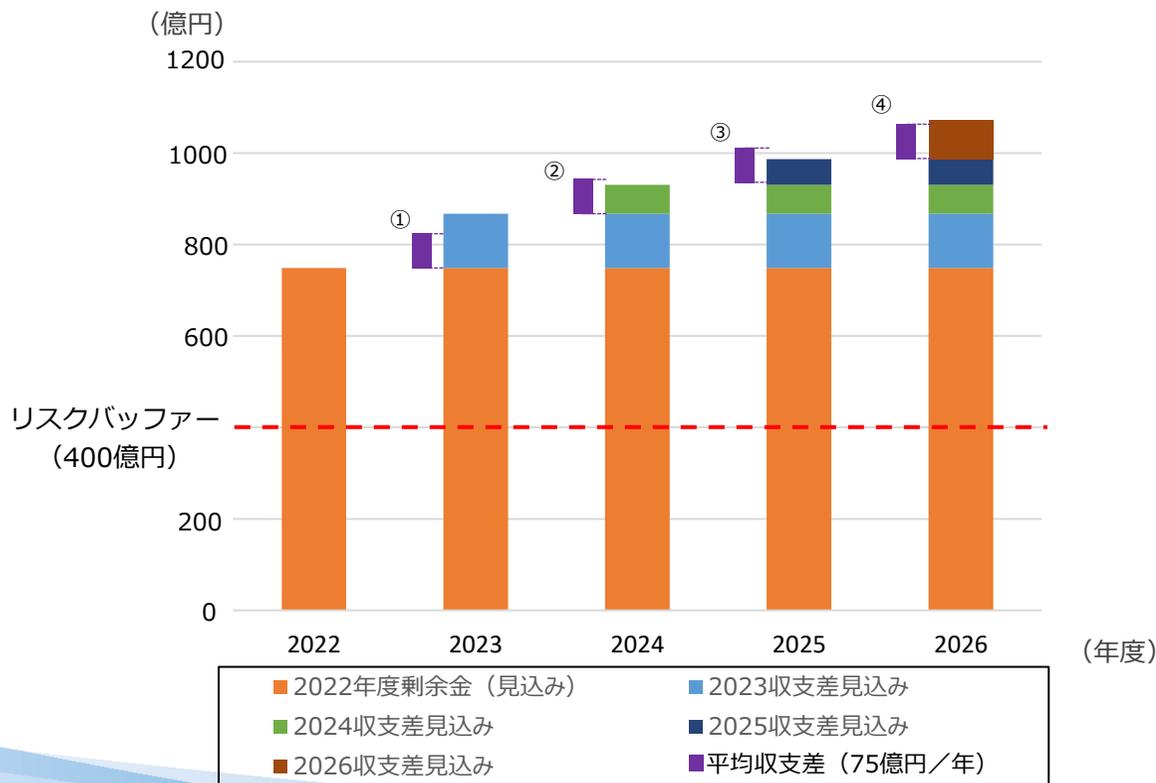
財政管理ダッシュボード（剰余金管理）

- 2022年度の決算見込みと、今後の出願動向の見通しに基づき、中位シナリオ（商標の増加が頭打ち・PCTの増加傾向が維持）を採用し、剰余金推移を推計。

トレンド分析（将来の剰余金シミュレーション）

2036年度に1,800億円の剰余金となる場合（投資資金の歳出を除く）に要する平均収支差（75億円／年）と、各年度の収支差の乖離

①2023年度	②2024年度	③2025年度	④2026年度
+44.0億	-12.6億	-18.5億	+10.7億
乖離率+58.%	乖離率-16.8%	乖離率-24.6%	乖離率+14.2%



4. 令和6年度概算要求の方向性

令和6年度概算要求の方向性

- これまでの議論も踏まえ、令和6年度要求についても定常経費を旧料金体系下での歳入を下回るよう要求額を設定する。
- 令和6年度における旧料金体系下での歳入見込額は、今後精査していく予定であるが、1,350億円程度（令和5年度歳入予算（1,358億円）と同規模）が見込まれている。

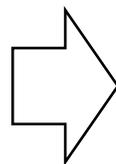
財政点検小委員会で決定した概算要求の考え方

財政シミュレーションにおける歳入見込額

（単位：億円）

＜第4回財政点検小委員会＞

以前の審議で議論いただいたとおり、**定常経費を旧料金体系下での歳入を下回るものとすべく、予算要求額を設定**する。



シナリオ		令和6年度
低位	新料金	1,511
	旧料金	1,346
中位	新料金	1,526
	旧料金	1,358
高位	新料金	1,534
	旧料金	1,365

(参考) 令和5年度予算のポイント

- 予算額は1,454億円（令和4年度予算額 1,541億円）。
- 世界をリードする特許行政実現に向け、徹底した歳出削減を継続しつつ、審査業務等の効率化に取り組むとともに、イノベーション創出に向けた知財活動を重点的に支援する。

<主な取組>

世界をリードする特許行政の実現に向けた取組 608.9億円（▲4.2%）

世界最速・最高品質の審査を実現するとともに、業務改革による審査業務等の効率化、システムの効率化を図る。

- **世界最速・最高品質の審査を実現しつつ、業務の効率化を徹底**
281.5億円（282.1億円）
- **フリーアドレス化等による業務改革の推進**
4.7億円（1.6億円）
 - テレワークとフリーアドレスの組合せにより、分散した執務スペースの本庁舎への集約を実現（外部借室経費▲7.8億円）
 - 業務効率化ツール導入等の検討、実施により審査業務等を効率化
- **情報システム刷新及び運用の効率化を徹底**
322.7億円（352.2億円）
 - 刷新、運用の効率化を徹底しつつ、安定的な運営を図る

イノベーション創出に向けた知財活動の重点的支援 15.9億円（+28.2%）及び（独）INPIT交付金の内数

イノベーションを通じた我が国の競争力向上を図るため、スタートアップ・大学・中小企業等の知財活動の支援を拡充する。

- **スタートアップエコシステム形成に向けた知財支援の拡充**
6.6億円（4.1億円）
 - スタートアップやベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣
 - スタートアップでの事業化を目指す技術を有する大学等への外国出願補助
- **中小企業等の知財活動支援の促進**
9.3億円（8.3億円）
及び（独）INPIT交付金105.6億円の内数
 - 各都道府県の「知財総合支援窓口」の相談・支援
 - 金融機関による知財を切り口とした中小企業支援の促進
 - 中小企業による外国出願や権利侵害対策への補助

(参考) 令和5年度予算額の詳細

		R4予算	R5要求	R5予算	対前年
総額		1,541億円	1,455億円	1,454億円	▲87億円
情報 システム費	システム刷新等 (一時経費)	119億円	73億円	73億円	▲46億円
	定常経費部分	234億円	250億円	250億円	16億円
	特許出願非公開対応	-	18億円※	18億円※	18億円
審査審判 関係経費	先行技術調査等	282億円	282億円	282億円	▲0億円
	上記除く (審査資料整備等)	88億円	85億円	84億円	▲4億円
庁舎改修費 (一時経費) (※移転費、六本木仮庁舎借料含む)		118億円	26億円	26億円	▲92億円
INPIT交付金		108億円	106億円	106億円	▲2億円
政策経費等 (中小企業・大学支援等)		65億円	67億円	68億円	3億円
人件費		337億円	338億円	338億円	1億円
WIPO送金		82億円	96億円	96億円	14億円
その他 (一般管理費等)		110億円	114億円	114億円	4億円

※一般会計から繰り入れ

端数処理の関係で合計額が一致しない場合がある 35

5. 中小減免制度の見直し

不正競争防止法等^(※)の一部を改正する法律【知財一括法】の概要

※不正競争防止法、商標法、意匠法、特許法、実用新案法、工業所有権特例法

背景・法律の概要

知的財産の分野におけるデジタル化や国際化の更なる進展などの環境変化を踏まえ、**スタートアップ・中小企業等**による知的財産を活用した新規事業展開を後押しするなど、時代の要請に対応した**知的財産制度の見直し**が必要。

- (1) **デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化**、
- (2) **コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備**、
- (3) **国際的な事業展開に関する制度整備**の3つを柱に、不正競争防止法、商標法、意匠法、特許法、実用新案法、工業所有権特例法の改正を行う。

(1) デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化

デジタル技術の活用により、特にスタートアップ・中小の事業活動が多様化していることに対応し、**新たなブランド・デザインやデータ・知的財産の保護を強化する。**

① 登録可能な商標の拡充

- ・ **他人が既に登録している商標と類似する商標**は登録できないが、**先行商標権者の同意**があり出所混同のおそれがない場合には登録可能にする。【商44条等】
※併せて、上記により登録された商標について、不正の目的でなくその商標を使用する行為等を不正競争として扱わないこととする。【不19条】
- ・ 自己の名前で事業活動を行う者等がその名前を商標として利用できるよう、**氏名を含む商標**も、一定の場合には、**他人の承諾なく登録可能**にする。【商44条】

② 意匠登録手続の要件緩和【意44条等】

- ・ 創作者等が**出願前にデザインを複数公開した場合の救済措置**を受けるための手続の要件を緩和する。

③ デジタル空間における模倣行為の防止【不2条】

- ・ **商品形態の模倣行為**について、**デジタル空間上でも不正競争行為の対象**とし、差止請求権等を行使できるようにする。

④ 営業秘密・限定提供データの保護の強化

- ・ ビッグデータを他社に共有するサービスにおいて、データを**秘密管理**している場合も含め**限定提供データとして保護**し、侵害行為の差止め請求等を可能とする。【不2条】
- ・ 損害賠償訴訟で被侵害者の生産能力等を超える損害分も**使用許諾料相当額として増額請求**を可能とするなど、営業秘密等の保護を強化する。【不5条等】
- ・ 裁定手続で提出される書類に営業秘密が記載された場合に**閲覧制限を可能にする**。【特186条、実55条、意63条等】

※裁定：特許発明が長期間実施されていない等の場合に、特許権者の意思に関わらず他者に実施権を認める制度

(2) コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備

① 送達制度の見直し【特191条、工5条等】

- ・ 在外者へ査定結果等の書類を郵送できない場合に**公表により送付したとみなす**とともに、**インターネットを通じた送達制度**を整備する。

② 書面手続のデジタル化等のための見直し【特43条、商68条の2、工8条等】

- ・ 特許等に関する**書面手続のデジタル化**や商標の国際登録出願における**手数料一括納付**等を可能とする。

③ 手数料減免制度の見直し【特195条の2等】

- ・ 中小企業の特許に関する手数料の減免について、資力等の制約がある者の発明奨励・産業発達促進という制度趣旨を踏まえ、一部**件数制限**を設ける。

(3) 国際的な事業展開に関する制度整備

① 外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充【不21条等】

- ・ OECD 外国公務員贈賄防止条約をより高い水準で的確に実施するため、自然人及び法人に対する**法定刑を引き上げる**とともに、**日本企業の外国人従業員**による海外での単独贈賄行為も処罰対象とする（両罰規定により、法人の処罰対象も拡大）。

② 国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化【不19条の2等】

- ・ 国外において日本企業の営業秘密の侵害が発生した場合にも**日本の裁判所に訴訟を提起**でき、**日本の不競法を適用**することとする。

※不競法については、平成27年改正により追加された同法第35条の規定について同改正において手当てする必要があった規定の適正化を行う。【不35条】

※上記のほか、他法の例にならい、不競法において、法人両罰の有無による罰則規定の整理及び罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確にする趣旨の規定の改正を行う。【不21条等】

手数料減免制度の見直し

- 高い潜在能力を有するが資金・人材面の制約で、十全な知財活動を実施できない者による発明を奨励する等の目的の下、**中小企業等に対して、審査請求料の減免制度を設けている**。具体的には、資力制約、研究開発等能力、新産業創出の程度を勘案し軽減率を設定。
- この資力等の制約がある者の発明奨励等という制度趣旨にそぐわない形での制度利用が見られる実態を踏まえ、**一部件数制限を設ける**旨の改正を行う。
- ただし、上限件数及びその対象は、意欲ある中小企業・スタートアップ等によるイノベーション創出等を阻害しないよう最大限配慮のうえ、政省令で定める。

※例えば、高い新産業創出能力が期待されるスタートアップ、小規模事業者、福島特措法認定中小や、企業とは性質が異なる大学・研究機関等に対しては上限は設けないことを想定。

【現行法】



減免申請件数

減免対象 (件数制限なし)



減免対象

【改正案】



減免対象



減免対象

政省令で定める限度

減免対象外
(満額納付)

【審査請求料の減免対象者と軽減率】

審査請求料の減免対象者	軽減率
中小企業	1/2に軽減
小規模事業者・創業10年未満中小	1/3に軽減
大学・研究機関等	1/2に軽減
福島特措法認定中小	1/4に軽減
生活保護受給者、市町村民税非課税者	免除
所得税非課税者、非課税中小企業	1/2に軽減

（参考）関係条文

改正後条文（太字下線が改正部分）

○特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）

（出願審査の請求の手数料の減免）

第九十五条の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。ただし、当該者のうち経済的困難その他の事由により出願審査の請求の手数料を納付することが特に困難であると認められる者として政令で定める者以外の者に対しては、政令で定める件数を限度とする。

第九十五条の二の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて、第九十五条の二第一項の政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。ただし、当該者のうち第九十五条の二第三項に規定する試験研究機関等その他の研究開発及び技術開発を行う能力又は産業の発達に対する寄与の程度が特に高いと認められる者として政令で定める者以外の者に対しては、政令で定める件数を限度とする。

(参考) 審査請求料の減免適用の実績

減免件数の度数分布

年間件数	2019年度	2020年度	2021年度
1-9件	12,652者	14,093者	15,468者
10-19件	218者	223者	273者
20-29件	67者	87者	82者
30-39件	38者	34者	40者
40-49件	18者	19者	15者
50-59件	9者	8者	10者
60-99件	27者	27者	23者
100-999件	29者	25者	27者
1000件以上	3者	4者	4者
平均件数	3.1件/者	3.1件/者	3.1件/者
(参考) 大企業の平均審査 請求件数	59件/者	59件/者	58件/者

(出典) 特許庁調べ、データ取得日は以下のとおり。

<減免件数> 2019年度：2020年10月28日、2020年度：2021年4月8日、2021年度：2022年5月16日

<大企業の平均審査請求件数> 2019年度：2020年11月5日、2020年度：2021年6月21日、2021年度：2022年6月24日

(参考) 審査請求料の減免適用の実績

- 2021年度に審査請求の減免申請を行った者のトップ20は下表のとおり。
- 大多数の者（約15,000者）は年間申請件数が10件以下であるものの、一部の企業は、大企業を大きく上回る水準で審査請求を行い、減免の適用を受けている。

【審査請求料減免申請件数（2021年度）のトップ20】

※2022年5月16日時点 特許庁調べ

	対象者※	申請件数(2021年度)
1	サービス用機械器具製造業	3379件
2	サービス用機械器具製造業	1631件
3	サービス用機械器具製造業	1605件
4	サービス用機械器具製造業	1339件
5	サービス用機械器具製造業	794件
6	サービス用機械器具製造業	656件
7	サービス用機械器具製造業	439件
8	サービス用機械器具製造業	438件
9	独立行政法人	410件
10	国立大学法人	287件
11	国立大学法人	285件
12	国立大学法人	251件
13	国立大学法人	214件
14	国立大学法人	204件
15	国立大学法人	152件
16	はかり製造業	146件
17	独立行政法人	139件
18	国立大学法人	134件
19	サービス用機械器具製造業	131件
20	独立行政法人	131件

※業種は日本標準産業分類を参考に特許庁にて分類。

【大企業の審査請求件数（2021年度）】

※2022年6月24日時点 特許庁調べ

平均値：約58件

中央値：7件

※大企業：中小企業基本法第2条第1項に規定される従業員数、資本金額（注）を満たさない企業。民間の信用調査会社が保有する企業データより判別。

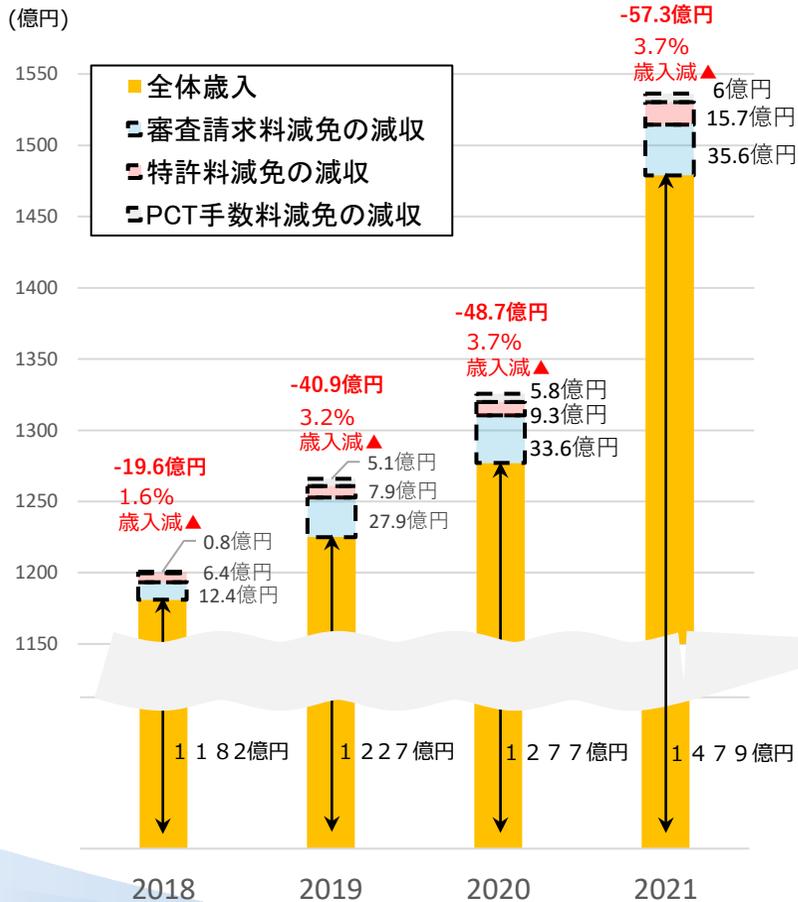
（注）中小企業基本法では、業種毎に中小企業の範囲が規定されており、例えば、製造業については、資本金3億円以下又は従業員300人以下のいずれかを満たすこととされている。

(参考) 審査請求料の減免適用の実績

- 歳入全体のうち、減免による減収額は、2018年度：1.6%、2019年度：3.2%、2020年度：3.7%、2021年度：3.7%程度。

歳入への影響

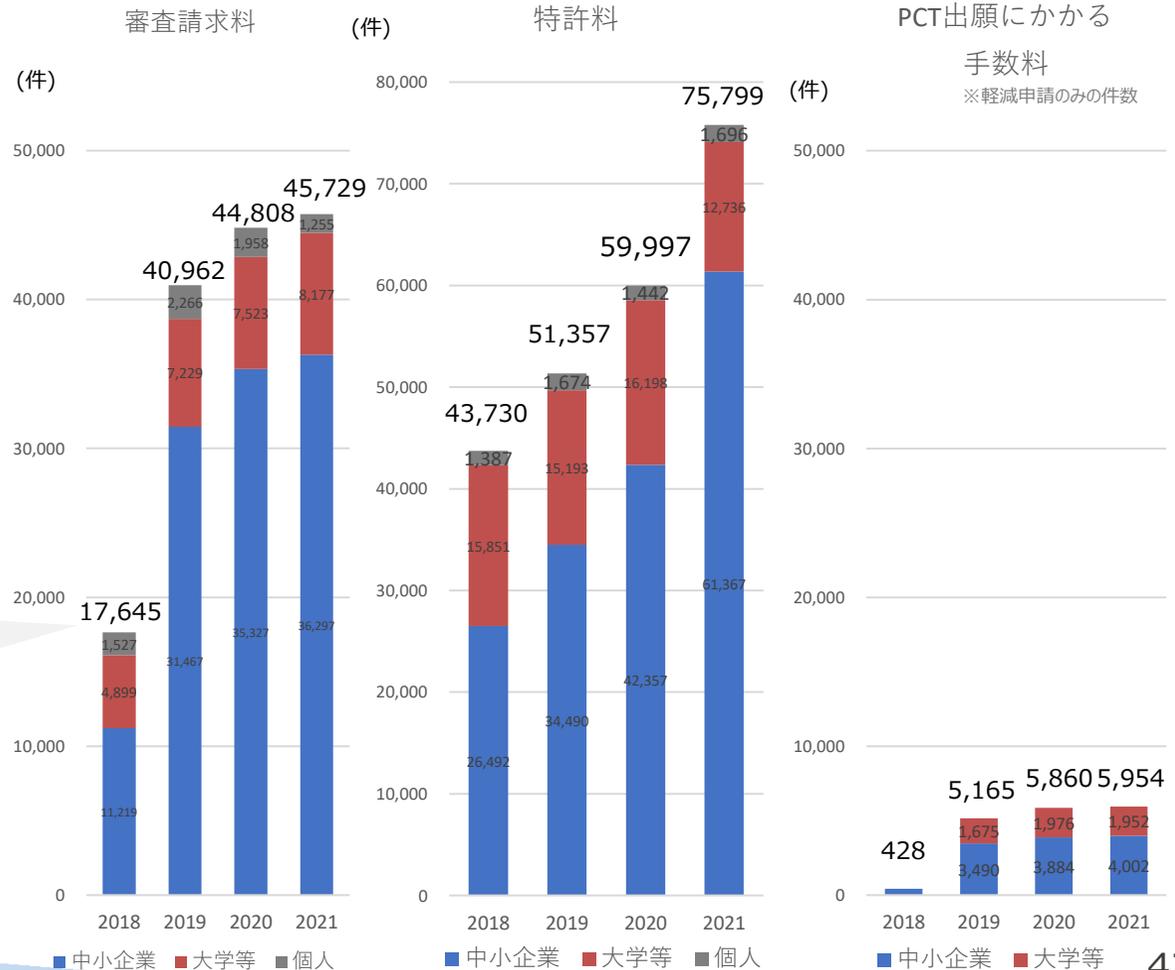
※減収額は、推定値



※2019年4月より新減免制度を導入

申請件数

※各件数は、推定値



対応の方向性（案）：件数制限の対象者

- 今般の措置では、上限件数及びその対象については、意欲ある中小企業・スタートアップ等によるイノベーション創出等を阻害しないよう最大限配慮し、設定することとしている。
- こうした考え方の下、件数制限の対象は、資力制約の程度や産業の発達への寄与等を勘案し設定されている軽減率を参照し、軽減率1/2の中小企業等（大学・研究機関等を除く）を件数制限の対象とする一方、通常より高い軽減率が設定されている者（生活保護受給者、市町村民税非課税者、小規模事業者、創業10年未満中小、福島特措法認定中小）は対象外とし、また、企業とは性質が異なる大学・研究機関等も対象外とする。

件数制限を設ける対象者（下記の表中赤枠点線部分）

審査請求料の減免対象者	軽減率	具体的な要件を定める条文
中小企業（研究開発型中小企業*を含む。）	1/2に軽減	特許法施行令第10条第1号、第2号
小規模事業者・創業10年未満中小	1/3に軽減	特許法施行令第10条第4号、第5号
大学・研究機関等	1/2に軽減	特許法施行令第10条第3号
福島特措法認定中小	1/4に軽減	特許法施行令第10条第6号
生活保護受給者、市町村民税非課税者	免除	特許法等関係手数料令第1条の2第1号イ又はロ
所得税非課税者、非課税中小企業	1/2に軽減	特許法等関係手数料令第1条の2第1号ハ又はニ、第2号

*研究開発型中小企業：試験研究費等比率が3%を超える等の中小企業。大企業が支配（1/2以上の株式保有等）する者を含む。

※「企業」には個人事業主も含まれる。

対応の方向性（案）：上限件数

- **上限件数については、最も資力等制約の厳しいスタートアップや小規模企業（軽減率1/3）の審査請求料にかかる支出額が平均的な大企業並みとなる件数を念頭に、1年度あたり、180件とする。**
 - ※ 大企業による平均審査請求件数は毎年度約60件。そのため、軽減率1/3のスタートアップ等にとっては、大企業平均の3倍、すなわち、180件分の審査請求料が大企業が審査請求に投じる平均的資金と同等と捉えられる（1件あたり審査請求料×60件＝1件あたり審査請求料×1/3×180件）。
 - ※ 改正法では本制度は公布後1年以内に施行することとされており、現時点では令和6年度から導入することを想定している。
- ただし、制度導入後も審査請求動向等を継続的に注視するとともに、必要な場合は、対象者や上限件数を含め、制度を慎重かつ柔軟に見直しを検討。
- なお、上限件数を超える審査請求については、審査請求料を満額納付いただくことになるため、他の条件が同じであれば、1年度あたり、**約6.3億円**の手数料収入の増加が見込まれる。
 - ※ 2021年度の審査請求料の減免実績に基づいて、特許庁で試算。

6. 情報公開（特許特別会計レポート）

特許特別会計レポート2022年度版

- 特許庁の財政運営について透明性を確保する観点から、情報開示物を作成することとし、財政点検小委員会において議論を進めてきたところ。令和3年度決算及び令和5年度予算を反映し、**令和5年2月に特許庁HPで2022年度版を公表。**
- 次回は、令和4年度決算を反映し、**令和6年2月頃の公表に向けて作業予定。**

『特許特別会計レポート』

目次

1. 特許庁の役割と業務
2. 料金の体系
3. 特許特別会計の概要
4. 予算の概要
5. 決算の概要
6. 参考情報

特許特別会計レポート（特許庁HP）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/tokubetukaikei.html>



特許庁

